（特別調達資金出納官吏事務規程の一部改正）

第十条　特別調達資金出納官吏事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「の印を押さ」を「と記載し」に改める。

第三十二条第一項中「押印」を削る。

第三十三条中「て印を押さ」を削る。

第三十五条及び第三十六条第一項中「て印を押し」を削る。

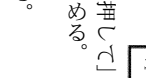
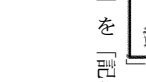
第四十六条中「の印を押し」を「と記載し」に改める。

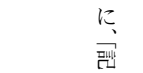
第二号書式中「印」を削り、「(日本銀行　　店　㊞)」を「(日本銀行　　店)」に改める。

第三号書式中「（　取扱庁名　特別調達資金出納官吏　官職　印　）」を「（　取扱庁名　特別調達資金出納官吏　官職　）」に改める。

第四号書式から第七号書式までの書式中「印」を削る。

第八号書式中「（取扱庁名　特別調達資金出納官吏　官職　印）」を「（取扱庁名　特別調達資金出納官吏　官職）」に改め、同書式付表（その2）第二片中「(何店　印)」を「(何店)」に、「日付印」を「日付」に、「発行者印」を「発行者」に改め、同付表第三片中「(何店　印)」を「(何店)」に改める。

第九号書式中「(特別調達資金出納官吏　官職　印)」を「(特別調達資金出納官吏　官職)」に、「氏名　印」を「氏名」に、「」を「」に、「日付印」を「日付」に改める。

第十号書式から第十二号書式までの書式中「」を削る。

第十六号書式及び第十七号書式中「(何　店㊞)」を「(何　店)」に改める。

（特別調達資金使用計画等取扱規則の一部改正）

第十一条　特別調達資金使用計画等取扱規則（昭和二十六年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「押印」を削る。

第一号書式から第四号書式までの書式中「印」を削る。

第五号書式中「㊞」を削り、同書式備考中「の印を押し」を「を記載し」に改める。

（支出負担行為等取扱規則の一部改正）

第十二条　支出負担行為等取扱規則（昭和二十七年大蔵省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項、第九条第一項及び第九条の二第一項中「、印をおし」を削る。

第十条第一項及び第二項中「、印を押し」を削る。

第十八条中「、認印を押し」を削る。

第一号書式から第四号書式までの書式中「印」を削る。

（歳入徴収官事務規程の一部改正）

第十三条　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「の印を押さ」を「と記載し又は記録し」に改める。

第十五条の二第一項中「の印をおさ」を「と記載し又は記録し」に改める。

第二十条第二項中「の印を押さ」を「と記載し又は記録し」に改める。

第四十八条中「の印をおさ」を「と記載し又は記録し」に改める。

第五十四条の三第一項中「証印」を「確認」に改める。

第五十七条第一項及び第三項中「て印を押し」を削る。

第五十九条第三項中「押印」を削る。

別紙第一号書式中「印」を削る。

別紙第二号書式中「代行機関送付済確認（印）」を削る。

別紙第三号書式中「㊞」を削る。

別紙第四号書式中「(領収年月日、領収者名及び領収印)又は(領収者名の表示のある領収日付印)」を「(領収年月日及び領収者名)」に改め、「印」を削る。

別紙第四号の二書式及び別紙第四号の二の二書式中「領収日付印」を「領収日付等」に改める。

別紙第四号の三書式第一片中「印」を削り、同書式第二片中「(領収年月日、領収者名及び領収印)又は(領収者名の表示のある領収日付印)」を「(領収年月日及び領収者名)」に改め、同書式第三片中「(領収年月日及び領収者名)」を「(領収年月日及び領収印)又は(領収者名の表示のある領収日付印)」を「(受託者名及び受託日付印)」に改める。

別紙第四号の四書式中「(領収日付印)」を「(領収日付等)」に改め、「印」を削る。

別紙第四号の四の二書式及び別紙第四号の五書式から別紙第四号の七の二書式までの書式中「(領収日付印)」を「(領収日付等)」に改める。

別紙第四号の八書式及び別紙第四号の九書式中「印」を削り、「領収日付印」を「領収日付等」に改める。

別紙第四号の十書式及び別紙第四号の十一書式中「(領収年月日、領収者名及び領収印)又は(領収者名の表示のある領収日付印)」を「(領収年月日及び領収者名)」に改め、「印」を削る。

別紙第四号の十二書式中「印を押捺」を「日付等を記載」に、「(領収日付印)」を「(領収日付等)」に改める。

別紙第四号の十三書式中「領収日付印」を「領収日付等」に改め、「の複写式」を削り、備考に「8　日本産業規格X0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、2にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。」を加える。

別紙第四号の十四書式及び別紙第四号の十五書式中「(領収日付印)」を「(領収日付等)」に改める。

別紙第四号の十六書式中「領収日付印」を「領収日付等」に改め、「の複写式」を削り、備考に「7　日本産業規格X0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、2にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。」を加える。

別紙第七号書式、別紙第八号書式及び別紙第十号書式から別紙第十四号書式までの書式中「印」を削る。

別紙第十六号書式中「印」及び「㊞」を削る。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第二項の証票の書式を定める省令の一部改正）

第十四条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第二項の証票の書式を定める省令（昭和三十一年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

書式中「印」を削る。

（歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部改正）

第十五条　歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「押印」を削る。

第二号書式から第四号書式までの書式中「㊞」及び「印」を削る。